

静岡県警察ホームページ広告掲載審査委員会要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、静岡県警察総務部広報課（以下「広報課」という。）が所管する静岡県警察ホームページに掲載する広告内容等を審査することに関して必要な事項を定めるものとする。

(審査機関)

第2 広告の掲載の可否を審査するため、広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員は広報課長、広報課次席、審議案件を所管する担当の課長補佐及びその他委員長が指名する者をもって充てる。

3 審査会の委員長は広報課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、広報課次席が、その職務を代理する。

(会議)

第3 審査会の会議は、広告の掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4 審査会の庶務は、審議案件を所管する担当係において処理する。

(雑則)

第5 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年1月24日から施行する。